

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 9 月 30 日 (金) 第 350 号 の 5



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

○鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 技 術 指 針 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 (※) (環 境 林 務 課 取 扱 い) 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 716 号

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 技 術 指 針 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 を 次 の よう に 定 め た。

令 和 4 年 9 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 技 術 指 針 の 一 部 を 改 正 す る 告 示

鹿 児 島 県 環 境 影 響 評 価 技 術 指 針 (平 成 12 年 鹿 児 島 県 告 示 第 466 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 6 条 第 2 項 第 2 号 中 「 別 表 第 1 (14) の 表 」 を 「 別 表 第 1 (15) の 表 」 に 改 め , 同 項 第 3 号 中 「 別 表 第 1 (1) の 表 から (13) の 表 ま で 及 び (15) の 表 から (24) の 表 ま で 」 を 「 別 表 第 1 (1) の 表 から (14) の 表 ま で 及 び (16) の 表 から (25) の 表 ま で 」 に 改 め る。

第 23 条 第 2 項 中 「 別 表 第 1 (25) の 表 」 を 「 別 表 第 1 (26) の 表 」 に , 「 別 表 第 1 (14) の 表 」 を 「 別 表 第 1 (15) の 表 」 に 改 め る。

別 表 第 1 中 (25) の 表 を (26) の 表 と し , (13) の 表 から (24) の 表 ま で を 1 表 ず つ 繰 り 下 げ , (12) の 表 の 次 に 次 の 1 表 を 加 え る。

(3) 風力発電所の設置又は変更の工事に係る参考項目

環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
		大気環境		水環境		その他の環境		動物		植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		
		騒音	振動	水質	底質	地形及び地質	その他										
		騒音	振動	水の濁り	有害物質	重要な地形及び地質	風車の影	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	海域に生息する動物	重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	海域に生育する植物	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物		
影響要因の区分																	
工事の実施	工事用資材等の搬出入	○	○													○	
	建設機械の稼働	○		○	○												
	造成等の施工による一時的な影響			○				○	○	○	○	○					○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在					○		○	○	○	○	○	○				
	施設の稼働	○					○	○									

備考

- 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する風力発電所事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - (1) 工事の実施に関する内容
 - ア 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤及び残土、伐採樹木、廃材等の搬出を行う。
 - イ 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。なお、海域に設置される場合は、しゅんせつ工事を含む。
 - ウ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地及び搬入道路の造成並びに整地を行う。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 - ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
 - イ 施設の稼働として、風力発電所の運転を行う。
- 3 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第 2 中(25)の表を(26)の表とし、(24)の表を(25)の表とし、別表第 2 (23)の表中「(18)の表」を「(19)の表」に改め、同表を別表第 2 (24)の表とする。

別表第 2 (22)の表中「(13)の表」を「(14)の表」に改め、同表を別表第 2 (23)の表とする。

別表第 2 中(21)の表を(22)の表とし、(15)の表から(20)の表までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 2 (14)の表重要な種及び群落の部中「(13)の表」を「(14)の表」に改め、同表を別表第 2 (15)の表とする。

別表第 2 (13)の表を別表第 2 (14)の表とし、別表第 2 (12)の表の次に次の 1 表を加える。

(13) 風力発電所の設置又は変更の工事の事業に係る参考手法

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
騒音	工事用資材等の搬出入	(9)の表騒音の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(1)の表騒音の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	施設の稼働	(10)の表騒音の部施設の稼働（機械等の稼働）の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
振動	工事用資材等の搬出入	(10)の表振動の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(10)の表水の濁りの部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表水の濁りの部造成等の施工による一時的な影響の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	建設機械の稼働	(10)の表有害物質の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
有害物質	建設機械の稼働	(10)の表有害物質の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
重要な地形及び地質	地形改変及び施設の存在	(1)の表重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
風車の影	施設の稼働	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 4 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 5 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期

		況を適切に把握することができる時期	
重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		
	施設の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 哺乳類及び鳥類に関する動物相の状況 (2) 重要な種の分布，注目すべき生息地の分布，生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し，及び評価するために適切かつ効果的な期間，時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について，分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で，事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち，動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
海域に生息する動物	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表海域に生息する動物の部地形改変及び施設の存在の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		
重要な種及び群落（海域に生育するものを除く。）	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表重要な種及び群落の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。	
	地形改変及び施設 の存在		

海域に生育する植物	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表海域に生育する植物の部地形改変及び施設の存在の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設の存在	
地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	(10)の表地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	(9)の表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部地形改変及び施設の存在の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入	(9)の表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部工事用資材等の搬出入の項参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
	地形改変及び施設の存在	(1)の表主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	(1)の表建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法と同じ。
備考		
<p>1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>2 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>4 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>6 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p>		

附 則

この告示は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。